

草加市立小中学校における働き方改革について

保護者、地域の皆様には、本年度も各校教育活動の推進に多大なご理解ご協力をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

さて、国では「教育職員の業務が長時間に及ぶ深刻な実態が明らかになっており、持続可能な学校教育の中で効果的な教育活動を行うため、学校における働き方改革が急務となっている。」との趣旨から、令和2年に公立学校の教育職員の業務量に係る指針を定めました。これは、教育職員の1日の在校等時間から所定の勤務時間を除いた時間（勤務時間外在校時間）の上限を1か月の合計時間45時間、1年間の合計時間360時間とするものです。本市においてもこの指針に基づき教育職員の業務量の適切な管理をすすめているところですが、勤務時間外在校時間が1か月あたり45時間を超える教員の割合が、令和3年度は小中学校ともに40パーセント以上、令和4年6月には小中学校ともに60パーセント以上となっている現状があり、さらなる改善が課題となっております。

一方で、授業準備等については個々の教員の裁量で行われ、これまで知られてこなかった現状がございますが、授業を行うにあたっては実際の授業を行う時間以外にも、その計画や準備、評価等にも多くの時間を要します。所定の勤務時間内で授業をはじめとする教育活動が行われますが、そのための計画準備等にも多くの時間をかける必要があるにも関わらず、勤務時間内にその時間まではなかなかとれないといった状況もございます。勤務時間外在校時間、1か月あたり45時間以内を守りながら、学校教育の質の維持向上を図ることということは容易ではなく、このことは重要な課題と捉えております。

本市では、働き方改革を推進し学校教育の質の維持向上を図ることを目的として、「草加市立小中学校における働き方改革基本方針」を定め、取り組みをすすめております。保護者、地域の皆様におかれましては、働き方改革の背景等についてご理解のうえ、ご協力をいただければ幸いです。別紙として「『笑顔かがやく草加の教育』をめざして」、「先生の一日の流れ」を載せておりますので、併せてご覧いただけますようお願いいたします。